



中小企業の経営環境を取り巻く 諸課題と関連施策について

令和3年12月2日
中小企業庁

1. 中小企業・小規模事業者の現状

中小企業・小規模事業者の概要

- 中小企業は、**全事業者数の99.7%**、**全従業者の68.8%**、**全付加価値額の52.9%**を占める。
- 製造業が11%、卸・小売業やサービス業が65%となっている（※事業者数ベース）。

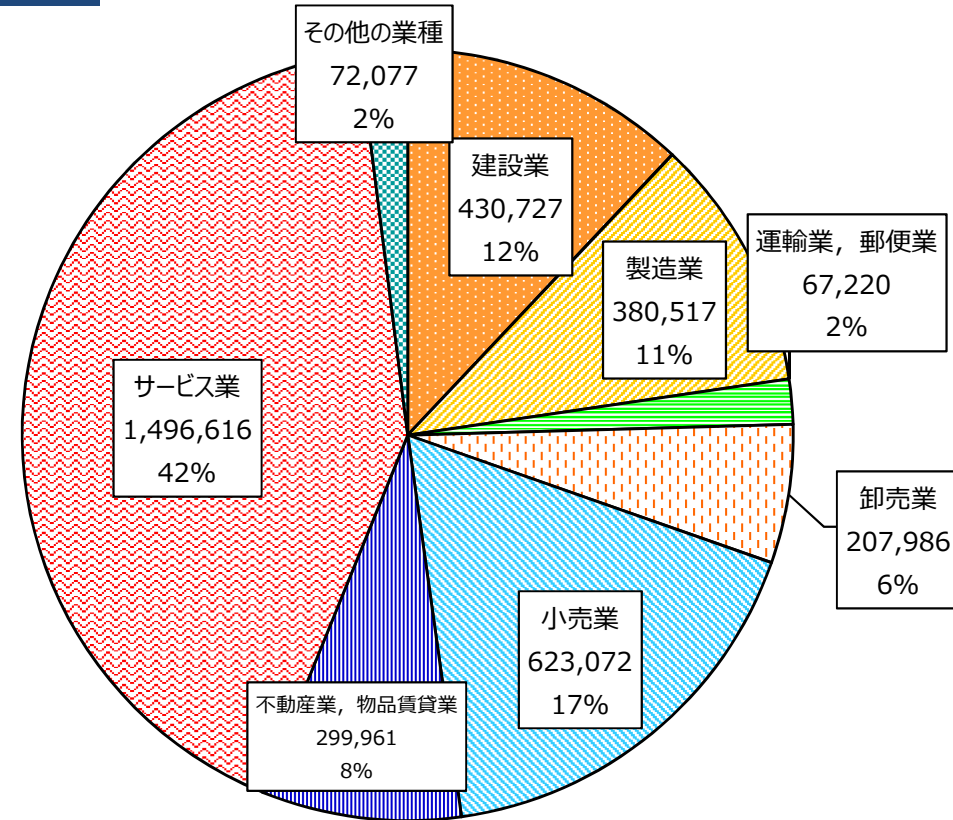
図1 事業者数・従業者数・付加価値額

	事業者数	従業者数	付加価値額
大企業	1.1万者 (0.3%)	1,459万人 (31.2%)	120.5兆円 (47.1%)
中小企業	357.8万者 (99.7%)	3,220万人 (68.8%)	135.1兆円 (52.9%)
うち小規模事業者	304.8万者 (84.9%)	1,044万人 (22.3%)	35.7兆円 (14.0%)

※事業者数・従業者数は2016年時点、付加価値額は2015年時点。

(資料) 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

図2 中小企業の業種別事業者数（2016年）



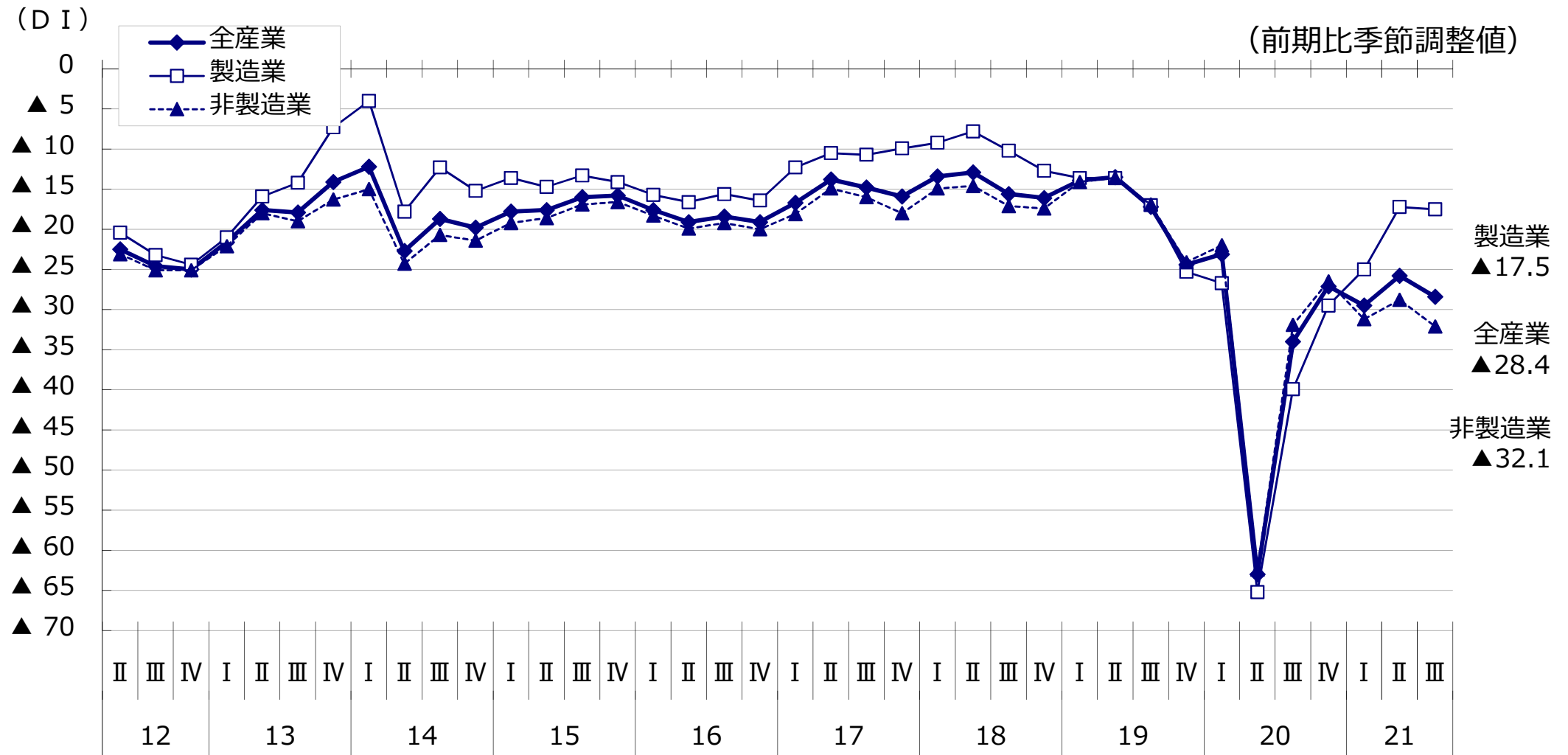
(注) 1. 「サービス業」とは、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計。

2. 「その他の業種」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」、「情報通信業」の合計。

中小企業の景況感

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の景況感は急激に悪化。
- 足下では、持ち直しの動きも見られるが、依然として厳しい状況。
- 製造業に比べて、非製造業の持ち直しの動きが鈍い。

中小企業の業況判断D I の推移

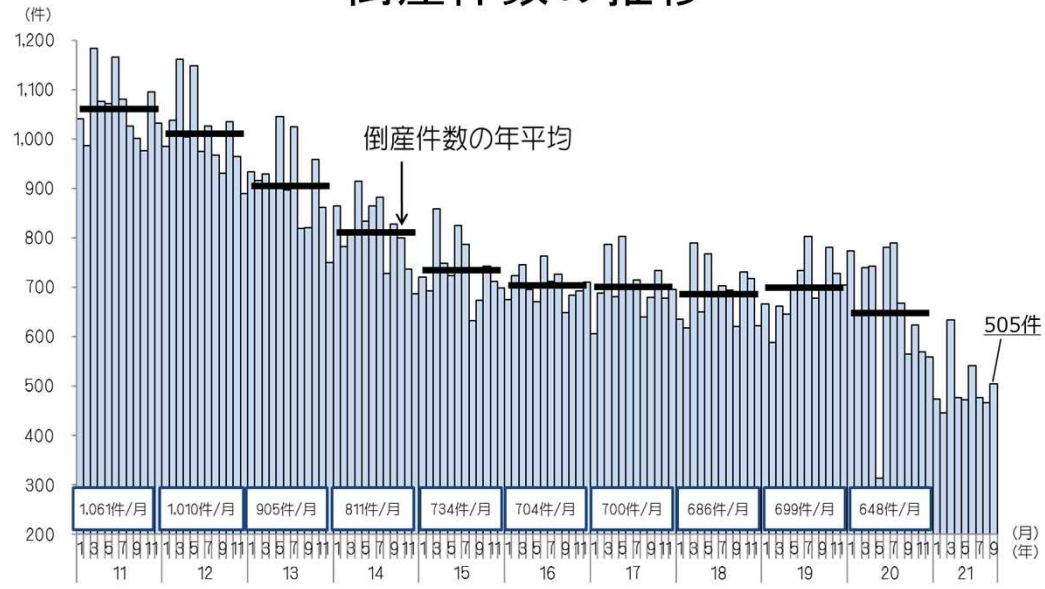


資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

倒産件数、休廃業・解散の状況

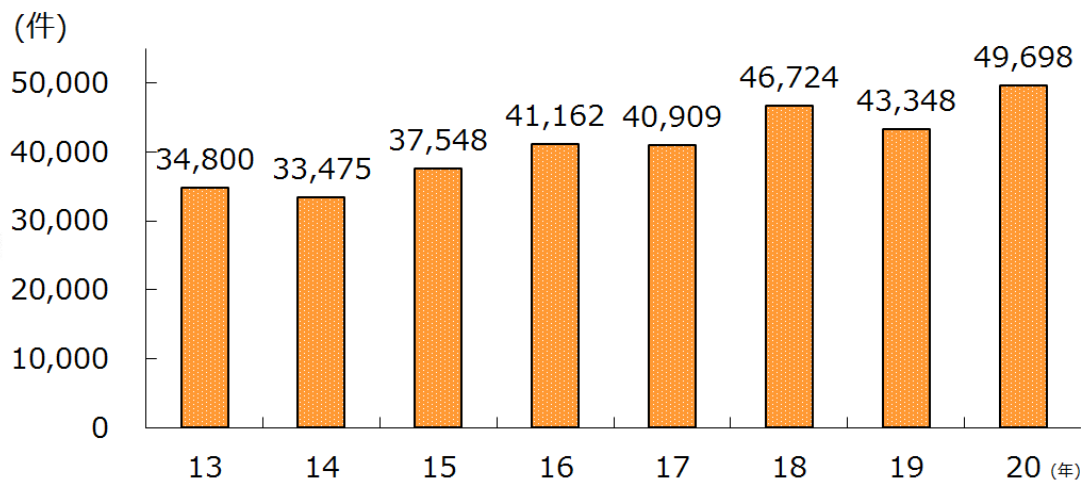
- **資金繰り支援等により、足下の倒産件数は倒産抑制が定着しており、9月としては、過去50年間で最少を記録。**
- 他方、2020年に休廃業・解散した企業は約5万件で、2000年以降で過去最多。
コロナ禍における先行きの見通しづらさに加え、経営者の高齢化や後継者不足などを背景に、休廃業・解散は今後も高止まりすると考えられる。

倒産件数の推移



(資料) 東京商工リサーチ「倒産月報」

休廃業・解散件数の推移

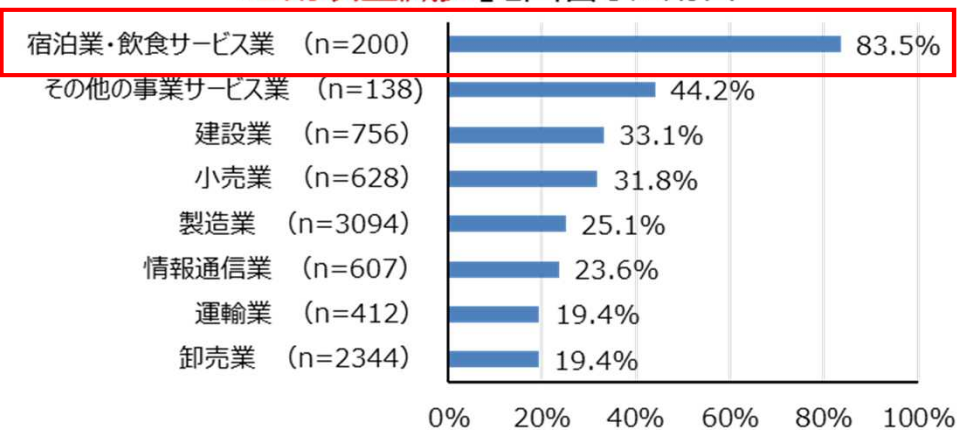


資料：東京商工リサーチ「休廃業・解散企業」動向調査」

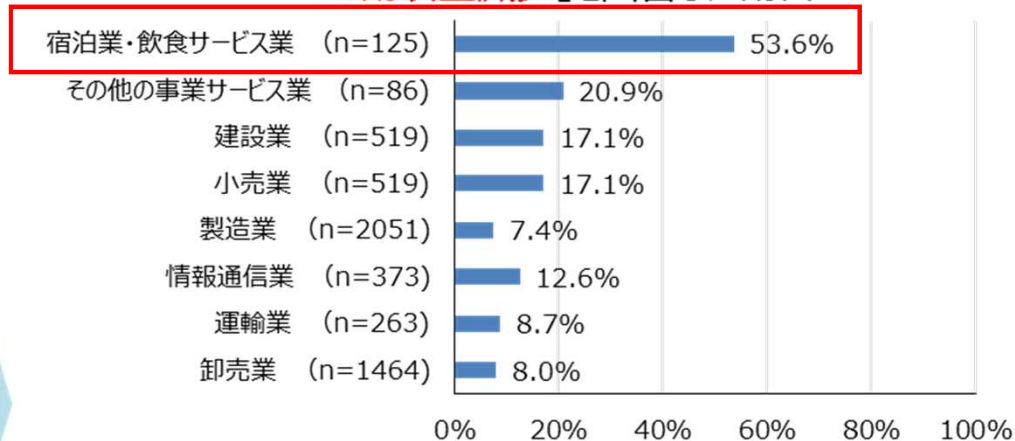
現在の中小企業の業況（業種の観点）

- 一年前は、多くの業種が厳しい状況だったが、**現在は、売上が回復している業種（製造業や情報通信業）、厳しい状況にある業種（宿泊業や飲食業）**がより明確に。
- また、同じ厳しい業種の中でも、業況感に違いあり。

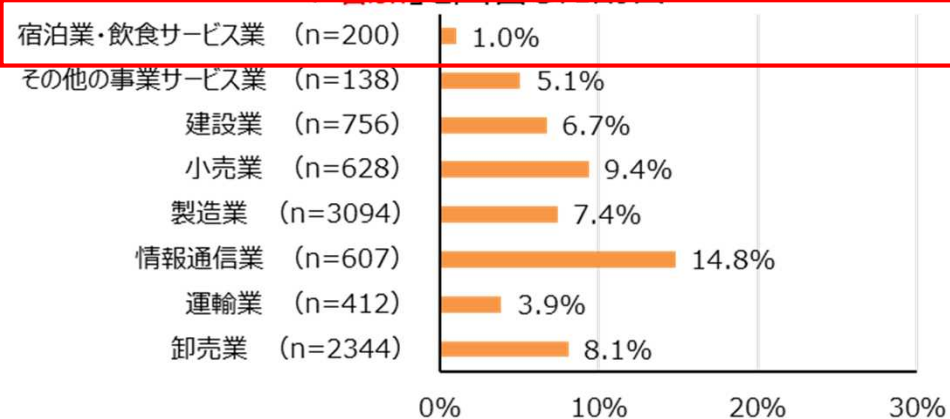
20年5月の売上高が19年比で
「5割以上減少」と回答した割合



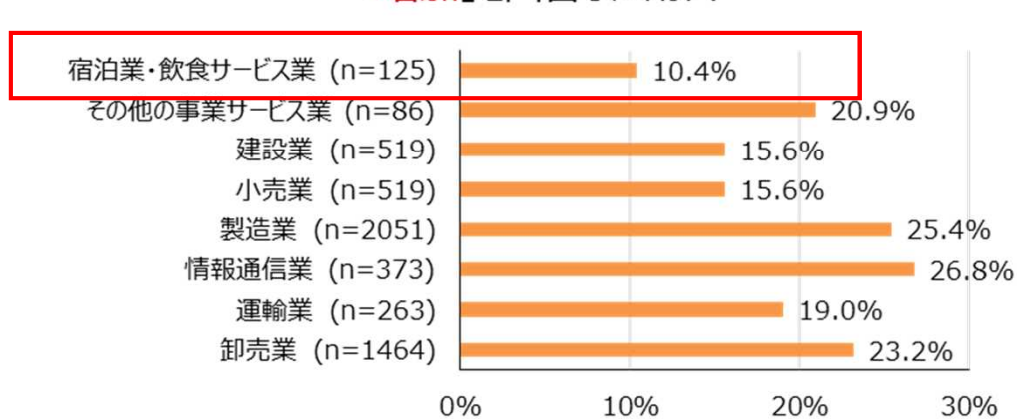
21年9月の売上高が19年比で
「5割以上減少」と回答した割合



20年5月の売上高が19年比で
「増加」と回答した割合



21年9月の売上高が19年比で
「増加」と回答した割合



2. 中小企業支援の現場等に寄せられる 相談の傾向

商工会・商工会議所の指導実績（令和元年度）等

- 令和元年度における経営指導員が実施した経営指導の件数は、商工会・商工会議所合計で**438万件**。

	商工会	商工会議所	合計
商工会・商工会議所数	1,649	515	2,164
会員数	78.2万者	122万者	202万者
経営指導員数 延べ	4,135人	3,412人	7,547人
経営指導件数	276万件 うち巡回指導 154万件 うち窓口指導 122万件	162万件 うち巡回指導 78万件 うち窓口指導 84万件	438万件 うち巡回指導 232万件 うち窓口指導 206万件

商工会・商工会議所による内容別指導実績の内訳

	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	創業	その他
商工会	65,991	1,082,908	32,857	193,334	421,526	340,123	21,870	3,321	24,465	578,103
商工会議所	82,459	624,388	25,730	231,370	198,971	116,301	33,772	4,373	32,108	275,744
合計	148,450	1,707,296	58,587	424,704	620,497	456,424	55,642	7,694	56,573	853,847

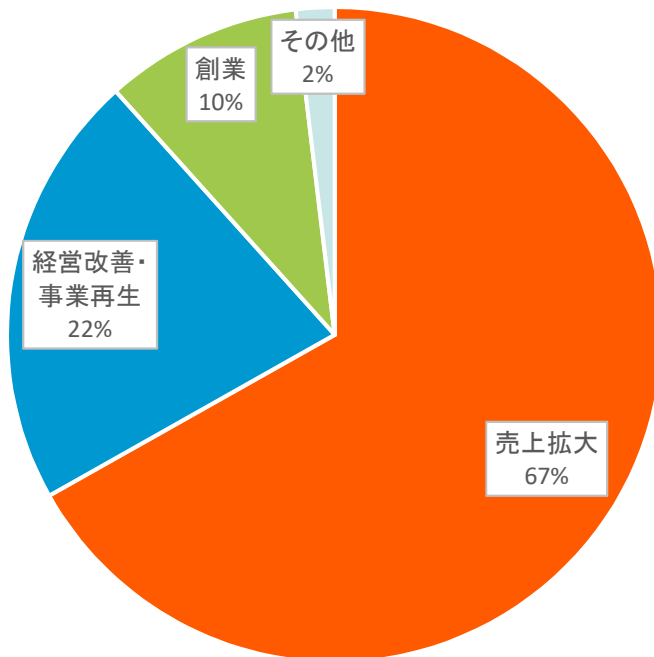
※全国商工会連合会・日本商工会議所の資料を基に作成

よろず支援拠点における相談対応（令和2年度）

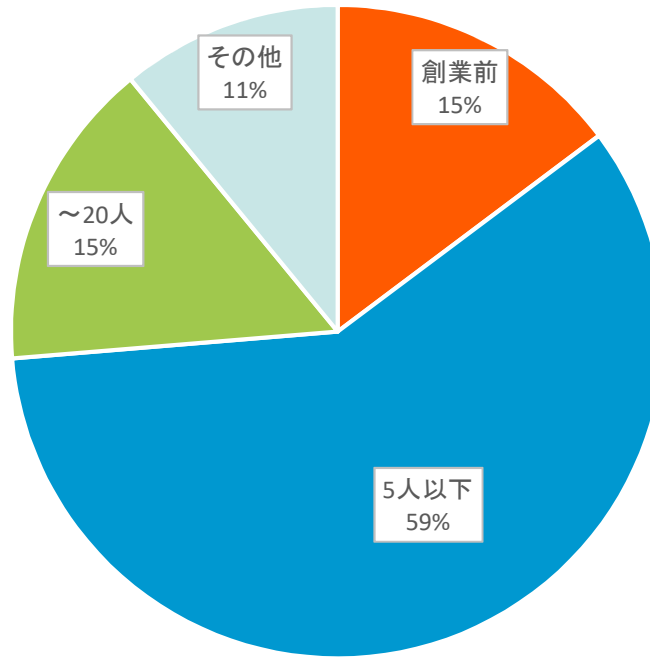
- 令和2年度のよろず支援拠点の相談対応件数は約43万件（対前年度比約1.3倍）。
- 相談内容の内訳は、①「売上拡大」に関する相談が67%、②「経営改善・事業再生」に関する相談が22%、③「創業」に関する相談が10%。
- 利用する事業者は、**約9割が従業員数20人以下の小規模事業者(創業前を含む)**。業種別にみると、多い方から「サービス業」、「製造業」、「宿泊業・飲食業」、「小売業」の順となっている。

よろず支援拠点への相談内容、利用事業者

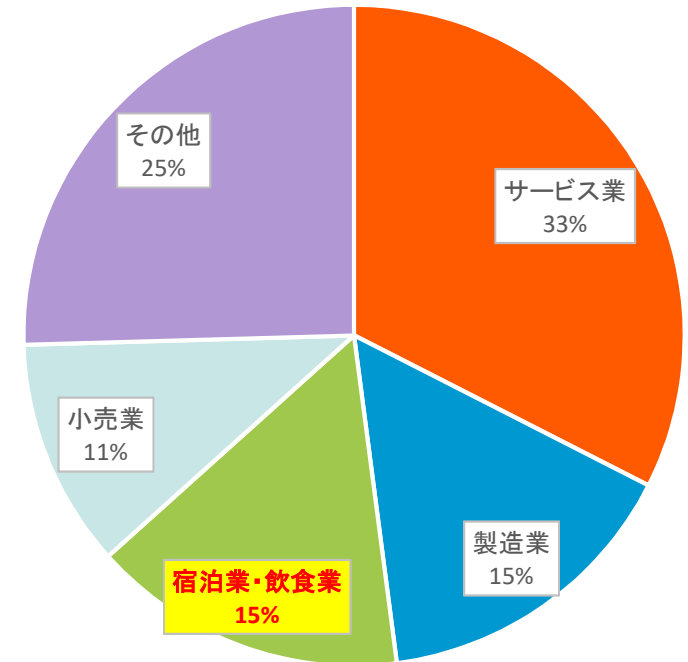
<相談内容>



<従業員数>



<業種>



【参考】よろず支援拠点一覧（令和3年4月現在）

都道府県	よろず支援拠点実施機関	都道府県	よろず支援拠点実施機関
北海道	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	滋賀県	(公財) 滋賀県産業支援プラザ
青森県	(公財) 21あおり産業総合支援センター	京都府	(公財) 京都産業21
岩手県	(公財) いわて産業振興センター	大阪府	(公財) 大阪産業局
宮城県	宮城県商工会連合会	兵庫県	(公財) ひょうご産業活性化センター
秋田県	(公財) あきた企業活性化センター	奈良県	(公財) 奈良県地域産業振興センター
山形県	(公財) 山形県企業振興公社	和歌山県	(公財) わかやま産業振興財団
福島県	(公財) 福島県産業振興センター	鳥取県	鳥取県商工会連合会
茨城県	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構	島根県	(公財) しまね産業振興財団
栃木県	(公財) 栃木県産業振興センター	岡山県	(公財) 岡山県産業振興財団
群馬県	(公財) 群馬県産業支援機構	広島県	(公財) ひろしま産業振興機構
埼玉県	(公財) 埼玉県産業振興公社	山口県	(公財) やまぐち産業振興財団
千葉県	(公財) 千葉県産業振興センター	徳島県	(公財) とくしま産業振興機構
東京都	(一社) 東京都信用金庫協会	香川県	(公財) かがわ産業支援財団
神奈川県	(公財) 神奈川産業振興センター	愛媛県	(公財) えひめ産業振興財団
新潟県	(公財) にいがた産業創造機構	高知県	(公財) 高知県産業振興センター
山梨県	(公財) やまなし産業支援機構	福岡県	(公財) 福岡県中小企業振興センター
長野県	(公財) 長野県中小企業振興センター	佐賀県	(公財) 佐賀県産業振興機構
静岡県	静岡商工会議所	長崎県	長崎県商工会連合会
愛知県	(公財) あいち産業振興機構	熊本県	(公財) くまもと産業支援財団
岐阜県	(公財) 岐阜県産業経済振興センター	大分県	(公財) 大分県産業創造機構
三重県	(公財) 三重県産業支援センター	宮崎県	(公財) 宮崎県産業振興機構
富山県	(公財) 富山県新世紀産業機構	鹿児島県	(公財) かごしま産業支援センター
石川県	(公財) 石川県産業創出支援機構	沖縄県	沖縄県商工会連合会
福井県	(公財) ふくい産業支援センター		

専門家派遣事業（中小企業119事業）の概要

○中小企業・小規模事業者等の自助努力だけでは解決困難な経営課題について、よろず支援拠点又は地域プラットフォーム（注）の構成機関からの派遣申請に基づき、専門家派遣を実施。

（注）地域プラットフォーム

自主的な取組として地域の支援機関（商工会、商工会議所、都県等中小企業支援センター、金融機関など）による中小企業支援を目的とした連携体。

○中小企業・小規模事業者等が1年度あたりに受けられる専門家派遣は原則3回まで。

＜派遣実績＞（※当初予算及び補正予算による合計件数。また、予備費の支出に係るものを含む）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
派遣件数(件)	31,492	21,983	25,537	26,501	27,604	20,991	10,367

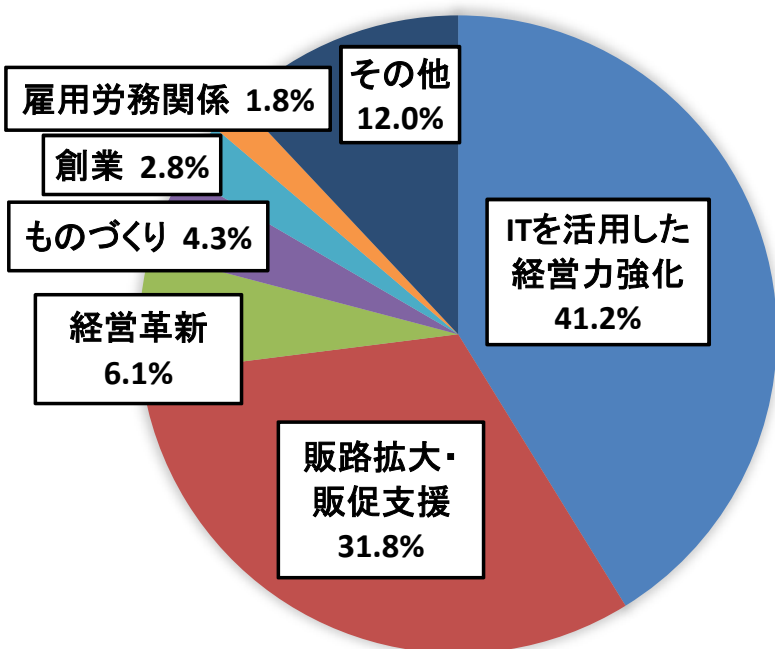
＜専門家派遣事業に係る相談内容(分野別内訳)＞

相談項目	販路拡大・ 販促支援	ITを活用した 経営力強化	経営革新	ものづくり	雇用・ 労務関係	事業承継	創業	その他の 経営課題	合計	
件数	H28年度	7,609	4,206	3,687	2,091	1,260	376	1,139	5,169	25,537
	H29年度	8,853	5,088	2,980	1,603	1,246	1,020	1,008	4,703	26,501
	H30年度	10,290	5,112	2,748	1,603	1,126	1,221	1,139	4,365	27,604
	R1年度	7,168	5,780	1,653	1,128	797	842	741	2,882	20,991
	R2年度	3,299	4,273	629	443	185	98	290	1,150	10,367

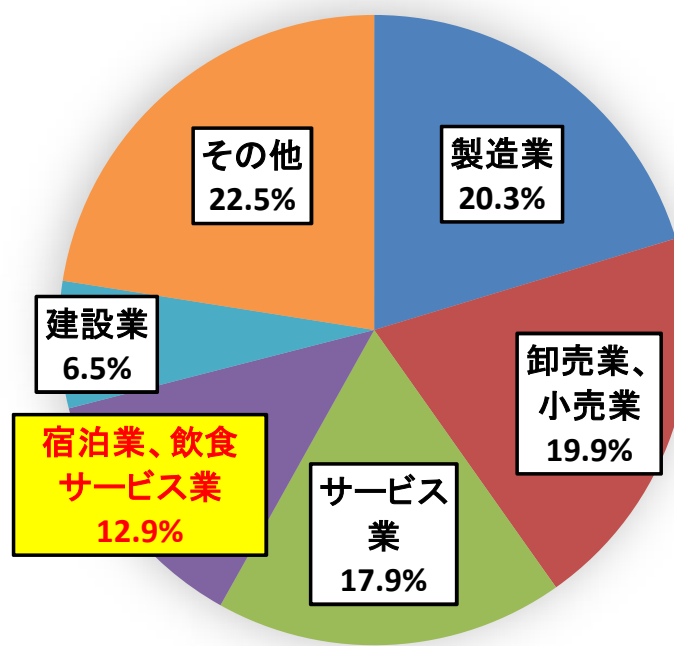
専門家派遣事業の実績（令和2年度）

- 専門家派遣の件数は約1万件。
- 支援内容の内訳は「ITを活用した経営力強化」に関する相談が41.2%、「販路拡大・販促支援」に関する案件が31.8%、「経営革新」に関する相談が6.1%となっている。
- 派遣先企業の業種としては、「製造業」が20.3%と最も多く、次いで「卸売業・小売業」が19.9%、「サービス業」が17.9%、「**宿泊業・飲食サービス業**」が**12.9%**となっている。
- 派遣先企業の規模は、従業員数20人以下の小規模事業者が76.8%となっている。

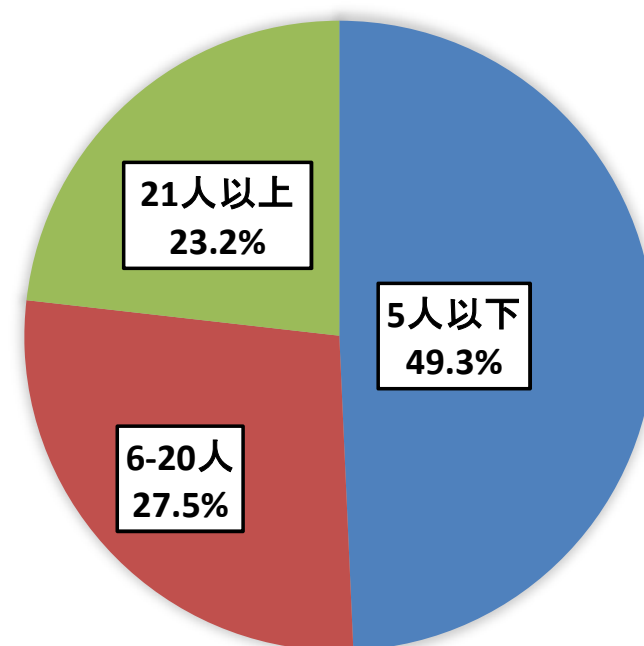
支援内容(分野別内訳)



派遣先企業の業種



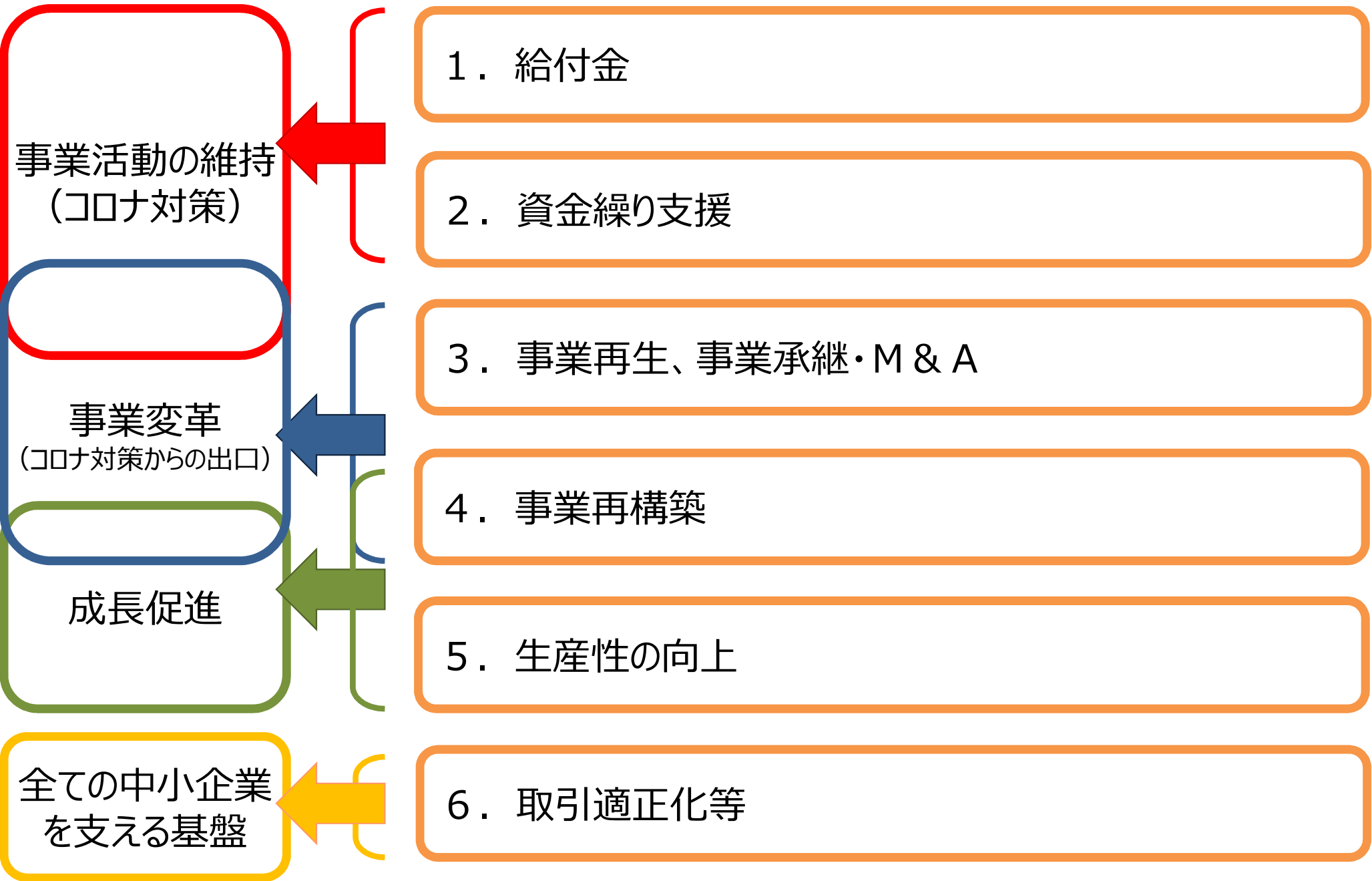
派遣先企業の従業員数



3. 中小企業・小規模事業者政策

～新型コロナウイルス感染症を踏まえて～

主な中小企業施策について



1. 持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金・月次支援金

持続化給付金

中小法人等：上限200万円、個人事業者等：上限100万円

- **予算総額**：5兆6,657億円
- **給付額、給付実績**
 - ・2020年5月1日(金)に申請受付を開始。翌年2月15日(月)に申請受付を終了。最終的な申請件数は約441万件。
 - ・**約424万件、約5.5兆円**を全国の事業者にお届けし、給付事業を終了。

家賃支援給付金

中小法人等：最大600万円、個人事業者等：最大300万円

- **予算総額**：1兆822億円
- **給付額、給付実績**
 - ・2020年7月14日(火)に申請受付を開始。翌年2月15日(月)に申請受付を終了。最終的な申請件数は約108万件。
 - ・**約104万件、約9,000億円**を全国の事業者にお届けし、給付事業を終了。

一時支援金・月次支援金

- **予算総額**：6,979億円

一時支援金

中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月

- **給付額、給付実績**
 - ・一時支援金は、3月8日(月)に申請受付開始、6月15日(火)に書類の提出受付終了。
 - ・**11月11日(木)時点で、約57万件の申請に対して、約55万件（申請件数比97.0%）を支給。**

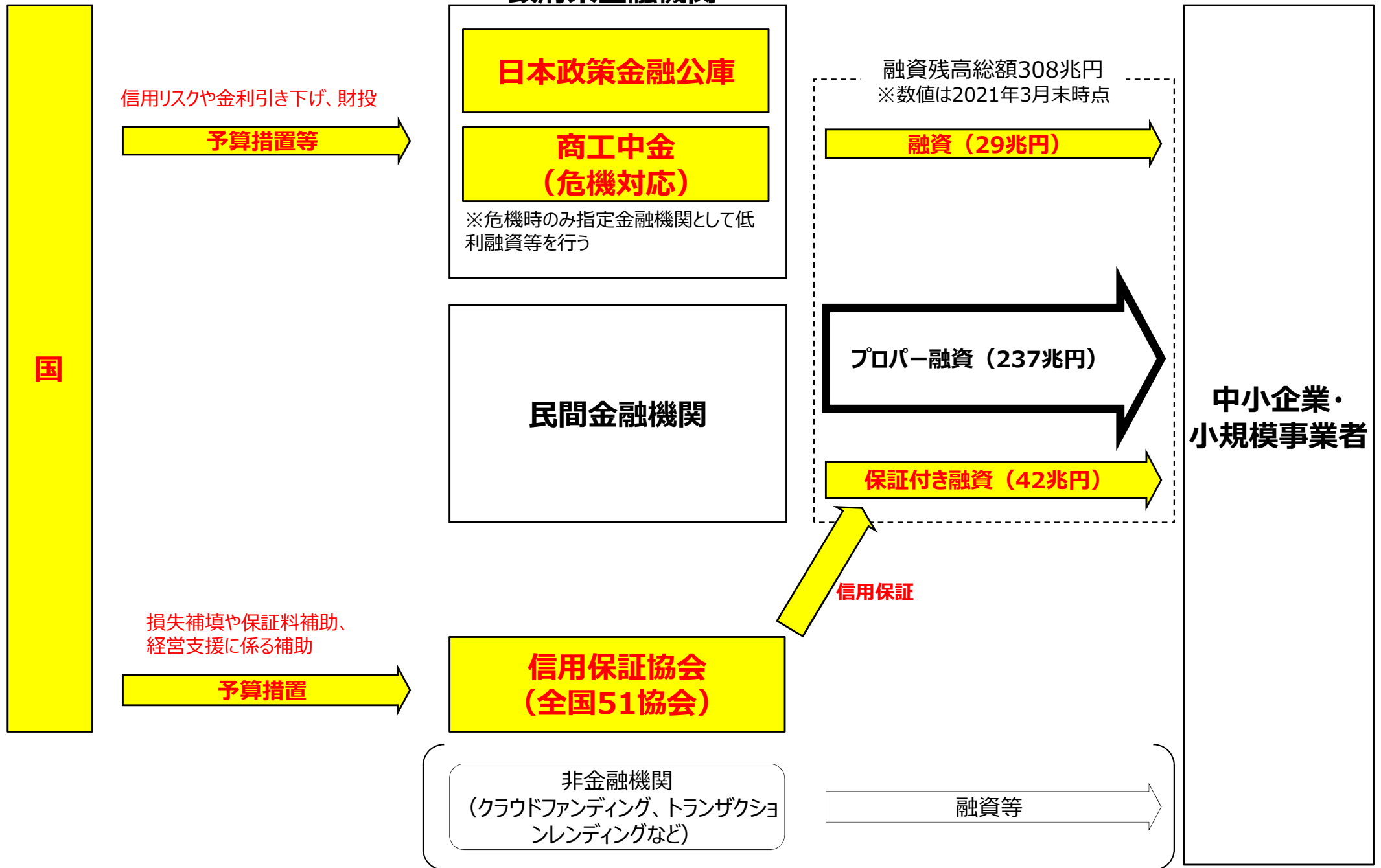
月次支援金

中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月

- **給付額、給付実績**
 - ・月次支援金は、6月16日(水)に申請受付開始。
 - ・4・5月分：6/16～8/15、6月分：7/1～8/31、7月分：8/1～9/30、8月分：9/1～10/31、9月分：10/1～11/30
 - ・**※10月分まで支援を継続（10月分：11/1～1/7）**
 - ・**11月11日(木)時点で、約219万件の申請に対して、約198万件（申請件数比90.4%）を支給。**

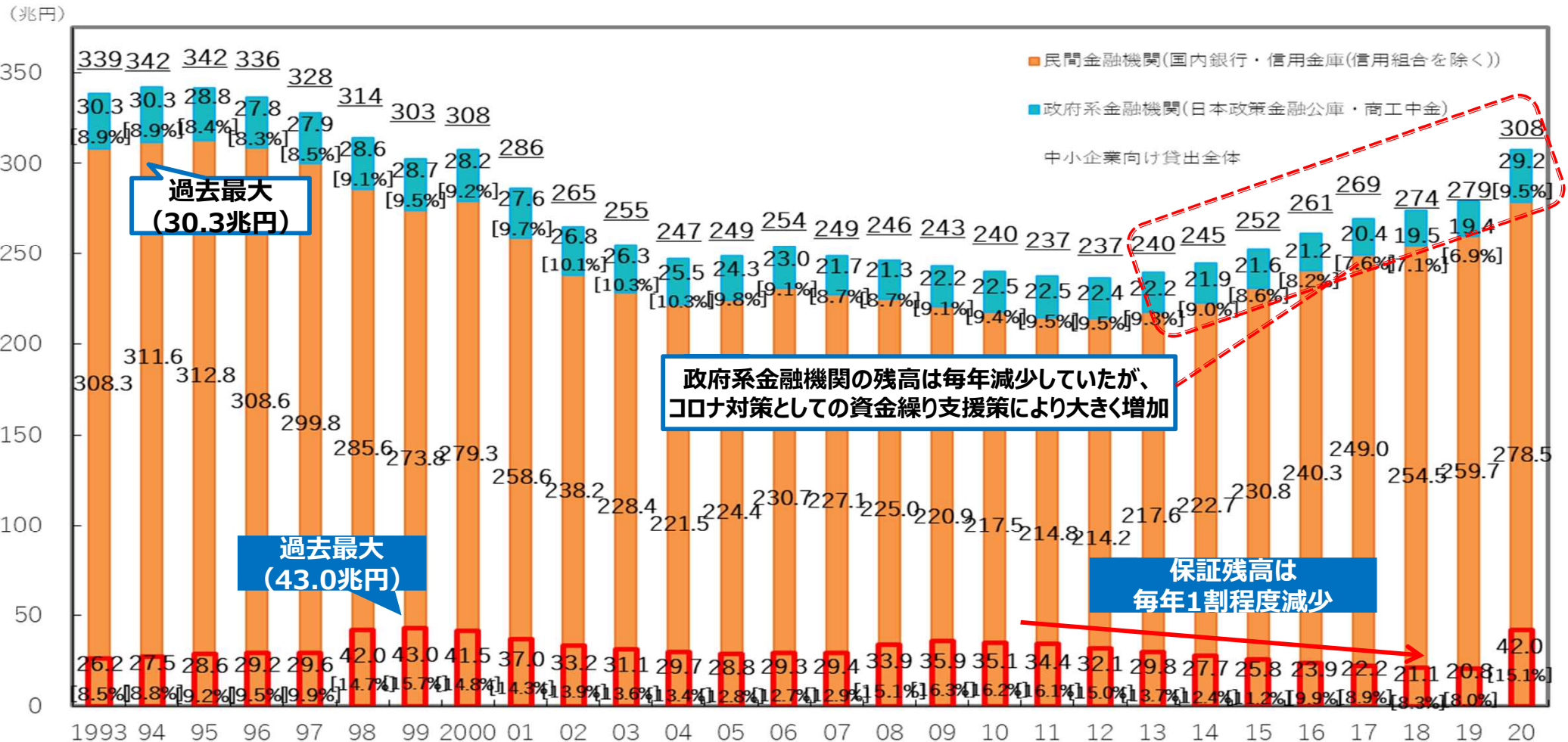
2. 資金繰り支援

中小企業の資金調達手段



中小企業向け貸出残高の推移

- 中小企業向け貸出全体に占める政府系金融機関の貸付残高、民間金融機関の貸出全体に占める信用保証残高は減少傾向であった。
- コロナ対策としての資金繰り支援策により、足元では90年代に匹敵する水準まで大きく増加し、中小企業の資金繰りを支えた。



(出典) 1. 日本銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び全国信用保証協会連合会により作成。

2. 残高は年度末値。〔 〕内は構成比。 3. 民間金融機関は、国内銀行及び信用金庫の合計(個人向けや地方公共団体向けの貸出は除外)。

3. コロナ禍における中小企業の事業再生の重要性

- 現在、政府系・民間金融機関による資金繰り支援により、破産件数は抑えられているが、売上減の長期化やさらなる借入増加で、過剰債務に陥る中小企業の増加が予想される。
- 現在、中小企業再生支援協議会には例年の3～4倍の相談が寄せられている状況。令和2年度は18年間の支援実績の中で最多の相談実績を達成。
- 再生支援協議会が関与しなくとも同様の事業再生支援を可能にするため、「中小企業版私的整理ガイドライン」の策定を検討中。

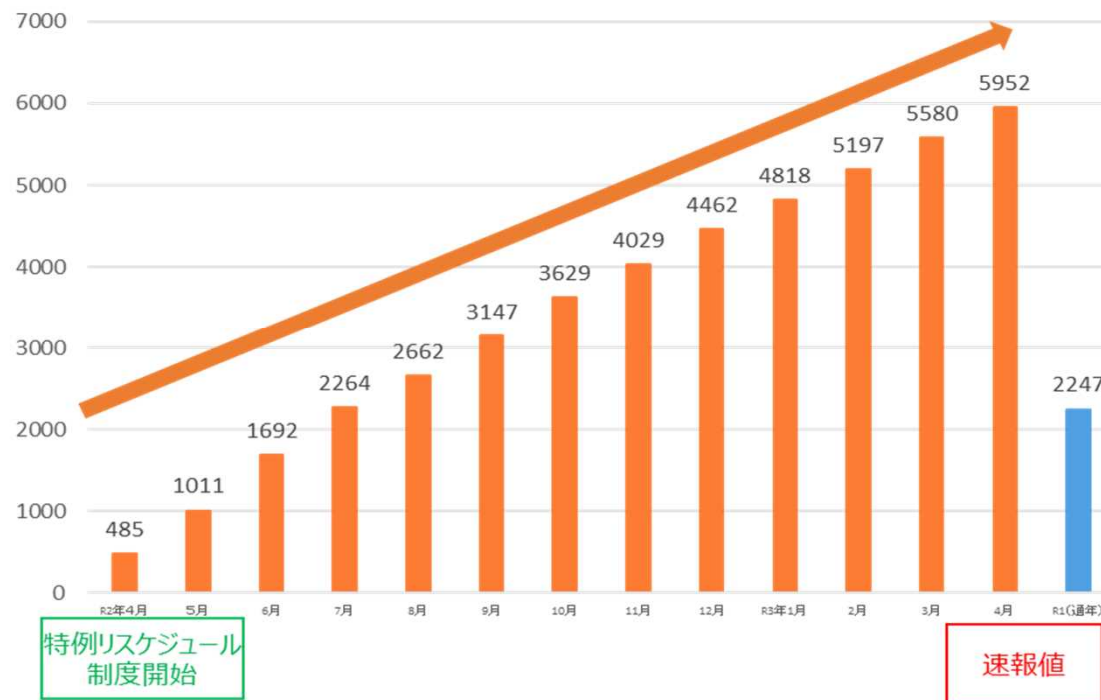
中小企業再生支援協議会の概要

- 中小企業の事業再生を支援するため、産業競争力強化法に基づき、平成15年に創設。全国47都道府県ごとに設置。
- 再生支援で培ったノウハウを活用し、近年では、資金繰り計画の策定支援、事業再生に頓挫した場合の円滑な廃業支援に支援の裾野を広げている。

【主な支援内容】

- ① 弁護士等の外部専門家を活用した再生計画の策定支援
- ② 金融機関に対する債権カット等の要請・金融機関調整
- ③ 経営者の円滑な再チャレンジに向けた経営者の個人保証債務の整理の支援

中小企業再生支援協議会の一次相談対応件数（4月時点）

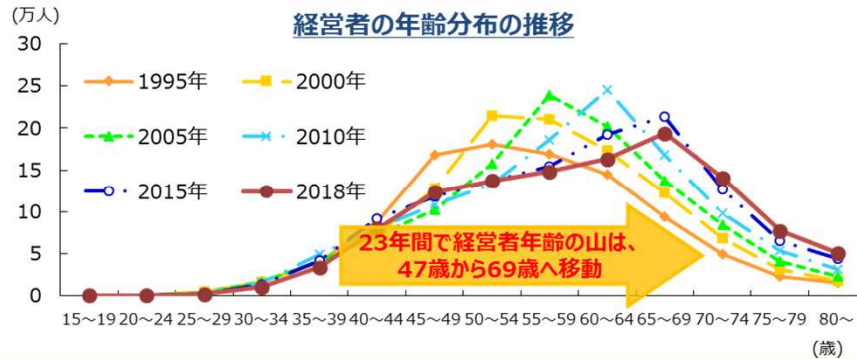


事業承継・M&Aに関する現状認識・課題

- 経営者の高齢化やコロナ禍による廃業増加に伴う経営資源の散逸を、事業承継による世代交代によって回避することが重要。
- 後継者が不在の場合には第三者への事業引継ぎ（M&A）も重要な選択肢の一つ。

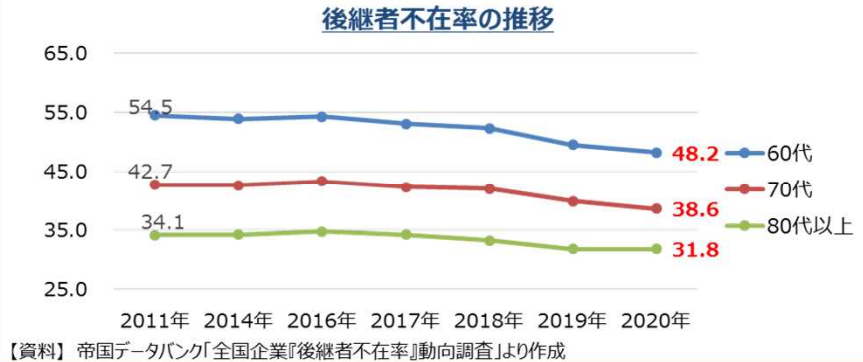
経営者の高齢化

- 我が国企業の経営者の高齢化が年々進んでいる。
- 2025年までに、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となるとの推計もある。



後継者の不在

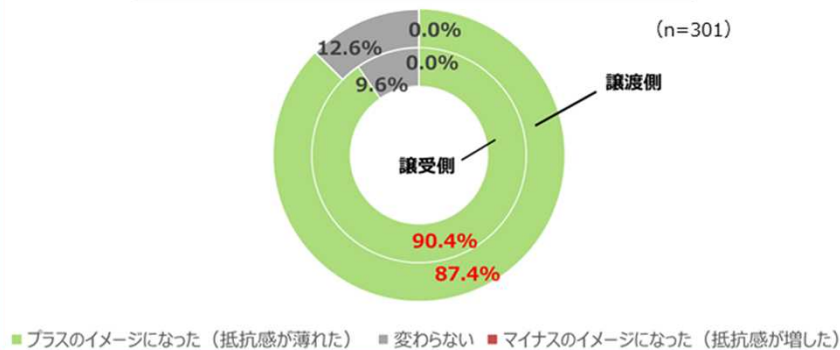
- 後継者不在率は改善傾向にあるが、依然としてその水準は高く、全世代では約半数が後継者未定。



M&Aに対するイメージの変化

- 中小企業におけるM&Aのイメージについて10年前と比較すると、約9割がプラスのイメージとなり。抵抗感が薄れつつある。

M&Aに対するイメージの変化（10年前との比較）



広がりつつある中小M&A

- 中小M&Aの実施件数は右肩上がり増加しており、足下では年間3~4千件程度実施されていると推計。



事業承継・M&Aに関する支援策（一覧）

- 「引継ぎの準備」から、「円滑な引継ぎ」、「引継ぎ後の経営革新等」まで切れ目なく支援。

引継ぎの準備

○気づきの提供

事業承継診断

- 事業承継ネットワークによるブッシュユ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、支援（年間15万件超の事業承継診断）

円滑な引継ぎ

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

- 各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の実質負担ゼロ

事業承継税制（法人版、個人版）

- 事業承継時の相続税・贈与税を実質負担ゼロに

（参考）2008～2018年度： 2,500件
2019年度：3,451件 2020年度：2,776件

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）

- M&A時の専門家活用を支援（仲介手数料、DD費用等）
- 補助率：1/2～2/3
補助上限：250万～400万円

（参考）R2年度一次補正：1,639件

○M&A後のリスクへの備え

経営資源集約化税制①（準備金）

- M&A後のリスクに備えるため、据置5年の準備金を措置
- M&A実施時に、投資額の70%以下の金額を損金算入

引継ぎ後の経営革新等

○引継ぎ後の設備投資等

事業承継・引継ぎ補助金（設備投資、販路開拓等）

- 事業承継やM&A後の設備投資や販路開拓等を支援
- 補助率：1/2～2/3
補助上限：400万～800万円

（参考）H29年度補正：797件 H30年度補正：797件
R元年度補正：468件

事業再構築補助金（設備投資、販路開拓等）

- 事業承継やM&A後を含め、売上減等の要件を満たす中小企業等が行う事業再構築を支援
- 補助率：1/2～2/3
補助上限：6千万～1億円

○経営資源集約化税制②（設備投資）

- M&Aに係る投資額の10%を税額控除 又は 即時償却

○M&A後の雇用確保

経営資源集約化税制③（雇用確保）

- M&Aの前後で給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、増加額の25%を税額控除（1.5%以上引き上げは15%の税額控除）

（凡例）

- 事業承継とM&Aの両方に適用
- 事業承継のみに適用
- M&Aのみに適用

○円滑な事業承継やM&Aを進めるための指針

事業承継ガイドライン

- 中小企業における円滑な事業承継やM&Aのために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介

中小M&Aガイドライン

- 契約書のひな形、手数料の判断基準、M&A支援機関の行動指針等を提示

M&A支援機関の登録制度（登録事業者：2278者 2021年10月時点）

- 「事業承継・引継ぎ補助金」による補助対象を、登録支援機関による支援に限定

M&A支援機関に係る自主規制団体

- 自主規制団体において、適切なルールの徹底、M&A支援人材の育成、苦情相談等を実施

4. 事業再構築補助金

- コロナの影響を受けた中小企業の事業再構築を支援し、日本経済の構造転換を促すため、令和2年度3次補正予算において**1兆1,485億円**を措置。
- 第1回公募は6月中旬、第2回公募は9月初旬に採択公表済みで、第3回公募は11月下旬に採択公表予定。**第4回公募は10月28日に公募開始。**

事業概要

予算額	1兆1,485億円																						
申請要件	① コロナ以前と比べて売上高が 10%以上減少 していること ② 「 新分野展開 」や「 業態転換 」等の事業再構築指針に該当する取組であること ③ 付加価値額を 年率平均3.0%以上増 とする計画を 認定支援機関と策定 すること																						
支援類型	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>類型</th> <th>補助上限※2</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">中小企業、 個人事業主 等 ※1</td> <td>緊急事態宣言特別枠</td> <td rowspan="2">500万円,1,000万円,1,500万円</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>最低賃金枠</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>通常枠</td> <td>4,000万円,6000万円,8,000万円</td> <td>2/3※2</td> </tr> <tr> <td>大規模賃金引上枠（150者限定）</td> <td rowspan="3">1億円</td> <td>2/3※2</td> </tr> <tr> <td>卒業枠（400者限定）</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>グローバルV字回復枠（100者限定）</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	類型	補助上限※2	補助率	中小企業、 個人事業主 等 ※1	緊急事態宣言特別枠	500万円,1,000万円,1,500万円	3/4	最低賃金枠	3/4	通常枠	4,000万円,6000万円,8,000万円	2/3※2	大規模賃金引上枠（150者限定）	1億円	2/3※2	卒業枠（400者限定）	2/3	グローバルV字回復枠（100者限定）	1/2	(※1) 中堅企業も申請可能（補助上限、補助率は異なる） (※2) 一部の類型では従業員数により補助上限額が異なる (※3) 6,000万円超は1/2	
対象者	類型	補助上限※2	補助率																				
中小企業、 個人事業主 等 ※1	緊急事態宣言特別枠	500万円,1,000万円,1,500万円	3/4																				
	最低賃金枠		3/4																				
	通常枠	4,000万円,6000万円,8,000万円	2/3※2																				
	大規模賃金引上枠（150者限定）	1億円	2/3※2																				
	卒業枠（400者限定）		2/3																				
	グローバルV字回復枠（100者限定）		1/2																				
スケジュール	【第3回公募】 （公募期間）7月30日（金）～9月21日（火）（採択発表）11月下旬予定 【第4回公募】 （公募期間）10月28日（木）～12月21日（火） ※令和3年度中に第5回公募まで実施予定																						

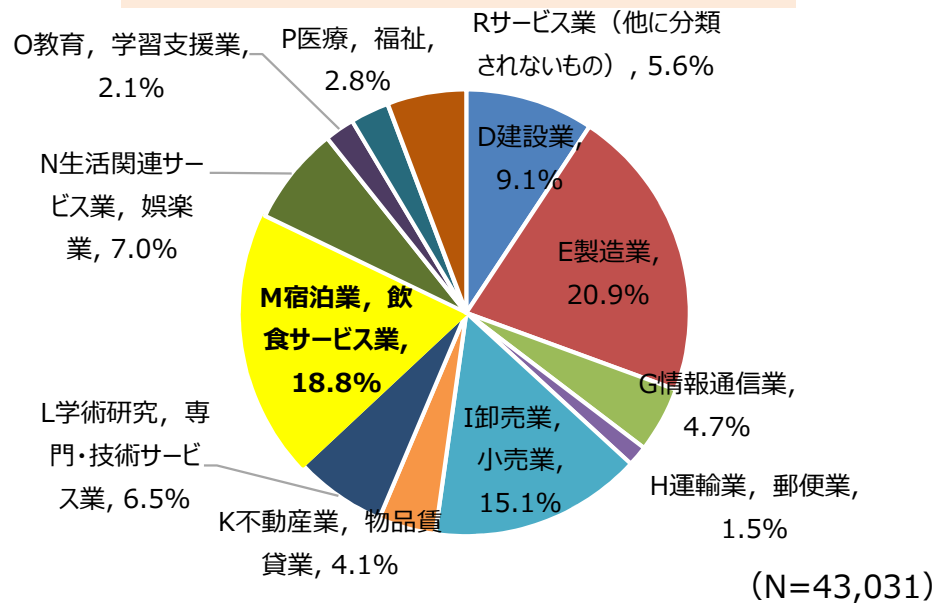
事業再構築補助金の業種別の申請と採択割合について

- 第1回、第2回公募合計で、**17,352者**を採択。
- 日本標準産業分類で応募割合・採択割合を分析すると、特に**製造業、宿泊業・飲食サービス業、卸売・小売業**が多く、この3業種で全体の**5～6割**を占めている。

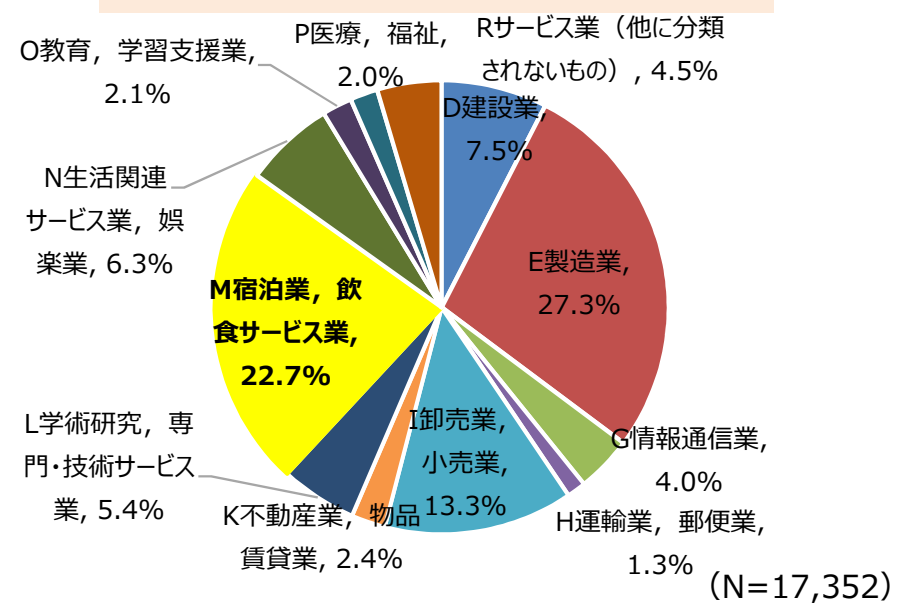
事業再構築補助金の採択状況

件数 (単位：件数)	第1回公募（公募期間3月26日～5月7日）			第2回公募（公募期間5月20日～7月2日）		
	通常枠	緊急事態 特別枠	合計	通常枠	緊急事態 特別枠	合計
①応募件数	16,968	5,181	22,231	14,859	5,893	20,800
②採択件数	5,104	2,866	8,016	5,388	3,924	9,336
採択倍率（①／②）	3.3	1.8	2.8	2.8	1.5	2.2

応募件数ベース（第1回、第2回合計）



採択件数ベース（第1回、第2回合計）



5. 中小企業生産性革命推進事業の概要

- 中小企業は、人材不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更への対応が必要。
- **複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援**する「生産性革命推進事業」を創設し、**設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的**に実施。
- 令和2年度第3次補正予算では、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換を行う事業者に対し、補助率や補助上限を引き上げた「低感染リスク型ビジネス枠」を創設し支援。

支援内容 補助事業の一体的かつ機動的な運用

✓ ものづくり補助金

中小企業等による新商品・サービス開発、プロセス改善のための設備投資等を支援

補助額（原則） **100万～1,000万円**
補助率 **中小 1/2 小規模 2/3**

※一定以上の賃上げにコミットした場合は加点し、**採択率を引き上げる**

✓ IT導入補助金

中小企業等によるバックオフィス効率化等のためのITツール導入を支援

補助額 **30万～450万円**
補助率 **1/2**

※一定以上の賃上げにコミットした場合は加点し、**採択率を引き上げる**

✓ 持続化補助金

小規模事業者等による販路開拓等を支援

補助額 **～50万円**
補助率 **2/3**

※「賃金引上枠」を創設し、一定以上の賃上げにコミットした場合は、別枠で審査し、優先的に採択

執行状況

※令和元年度補正、令和2年度第1,2,3次補正予算 中小企業生産性革命推進事業（7,600億円）

	採択件数	採択額
ものづくり補助金	約1.8万件	約1,500億円
IT導入補助金	約4.8万件	約700億円
持続化補助金	約12.5万件	約1,200億円

6. 取引適正化に向けた取組

- サプライチェーンが形成される中、**中小企業と大企業は、同じ目標に向かって 取り組む「イコールパートナー」**。得られた利益は適正に分ち合い、共存共栄を図るべき。
- 他方、下請中小企業は、大企業などの親事業者との関係で非常に弱い立場にあり、**一方的な価格の押しつけや買ったたきなどのしわ寄せに直面**。
- **企業間のしわ寄せ防止や適正な価格転嫁の実現**のため、**下請代金法等の執行や相談体制の構築、業界への働きかけ**で、取引の適正化を進める。

1. 法律の厳正な執行

- (1) **下請代金法**(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- (2) **下請振興法**(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、業界に対し指導・助言等を実施。)

2. 相談対応・実態把握

- (1) 中小企業庁及び各経産局の**下請Gメン(全国120名)**によるヒアリング(年間約4,000件)
- (2) 全国47都道府県の**下請かけこみ寺**による相談対応(年間約10,000件)

3. 業界への働きかけ

- (1) **業種別ガイドライン**(18業種) **自主行動計画**(17業種・51団体)、**価格交渉促進月間**(9月)
- (2) 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言する**パートナーシップ構築宣言**(2,000社目標)

【宣言を行った主要企業】

トヨタ、ホンダ、日産、日本製鉄、日立、東芝、三菱電機、NTTなど。

4. 最低賃金の引上げを踏まえた 中小企業支援策

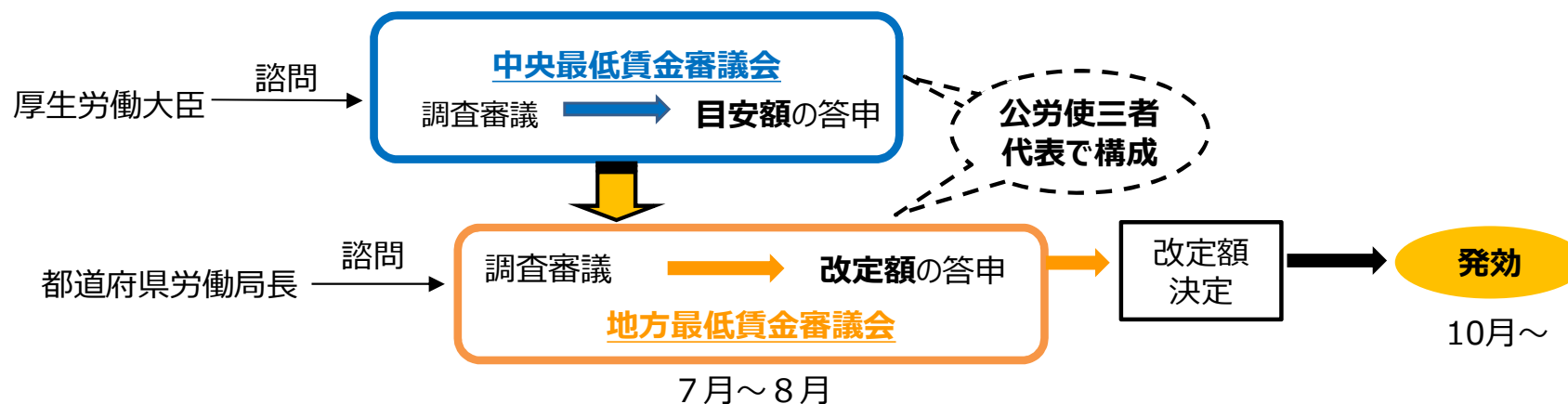
令和3年度の最低賃金引上げについて

- 7月16日、中央最低賃金審議会において、令和3年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和3年度の目安額は、全国加重平均で28円の引上げとなり、昭和53年に目安制度が始まって以降最高。

引上げ額の目安 (全国加重平均)	28円 ※ A～D全ランク28円
引上げ率 (%) ※目安額通りに決定した場合	3.1%
全国加重平均 (円) ※目安額通りに決定した場合	930円

(参考) 最低賃金決定の流れ

中央は、全都道府県を経済指標に基づき A～D の 4 ランクに分けて、目安額を提示。
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



最低賃金引上げを踏まえた事業再構築補助金等の見直し

- **事業再構築補助金**は、10月28日より**第4回公募を開始**。(見直しは第3回公募から適用)
- **最低賃金枠の設定や補助上限額の見直し、経営実態を踏まえた運用の見直し**を行い、厳しい業況にある事業者、より積極的に賃上げに取り組む事業者への使いやすさを向上させた。

1. 事業再構築補助金

最低賃金枠の創設

最低賃金枠を創設し、**業況が厳しく**(※1)、**最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上**(※2)の事業者について、**補助率を3/4に引上げ**(通常枠は2/3)、**他の枠に比べて採択率を優遇する**。

- (※1) 通常枠の要件に加え、2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年比で30%以上減少
- (※2) 2020年10月から2021年6月の間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上
- (※3) 従業員数規模に応じ、補助上限額最大1,500万円

通常枠の補助上限額の見直し

最低賃金の引上げの負担が大きい従業員数の多い事業者に配慮するため、**従業員数が51人以上の場合**は、**補助上限を最大8,000万円まで引上げる**(従前は最大6,000万円)。さらに、**従業員数が101人以上の場合**には、**補助上限を最大1億円とする**(「大規模賃金引上げ枠」の創設(※))。

[(※) 事業場内最低賃金及び従業員数の引上げ要件あり]

その他の運用の見直し

- ① 売上高10%減少要件の対象期間を**2020年10月以降から2020年4月以降に拡大**する(※)。
〔(※) ただし、2020年9月以前を対象月とした場合、**2020年10月以降売上高が5%以上減少**していることを条件とする。〕
- ② 売上高は増加しているものの利益が圧迫され、業況が厳しい事業者を対象とするため、売上高10%減少要件は、**付加価値額の減少でも要件を満たす**こととする。
- ③ 本補助金を活用し、新たに取り組む事業の「新規性」の判定において、「**過去に製造等した実績がない**」を「**コナ前に製造等した実績がない**」に改める。

2. 生産性革命推進事業

- ① **持続化補助金**において、「**賃金引上げ枠**」を創設し、一定以上の賃上げにコミットした場合は、別枠で審査し、**優先的に採択**する。
- ② **ものづくり補助金**、**IT導入補助金**において、一定以上の賃上げにコミットした場合は加点し、**採択率を引き上げる**。

取引環境の改善

- サプライチェーン全体の共存共栄に向けて、価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「**パートナーシップ構築宣言**」を推進。
- 最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議が促進されるよう、9月を「**価格交渉促進月間**」として設定し、下請Gメンが重点的に調査。
- 最低賃金改定に際して、「**率先垂範**」の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者からの申し出の有無に関わらず、契約金額の見直しの必要性を確認。

1. パートナーシップ構築宣言

- **3,698社が宣言を公表**

(11月12日時点。10月19日に目標の2,000社超えを達成)。
今後も、宣言内容が取引・調達の現場に浸透していくよう普及・啓発を行う。

2. 「価格交渉促進月間」

- 9月を積極的に価格交渉を行う「**価格交渉促進月間**」として設定し、親事業者に対して価格交渉に応じることを促す。
- **下請Gメンによるヒアリングを重点的に実施**し、親事業者が価格交渉に応じているか等の結果をとりまとめ・公表する。

3. 官公需

- 最低賃金改定に際して、官公庁が「**率先垂範**」の立場から、受注者に対し契約金額の見直しの必要性を確認するとともに、フォローアップ調査を実施。



9月
は
価格
交渉
促進
月間
です。

その技術と経験に
見合う対価を。

中小企業庁では、発注側企業と受注側企業の間で、適正な価格に基づく適正な取引が行われるよう、価格交渉に関する様々な施策を実施いたします。

適正取引講習会2021 オンライン講習会 **参加無料**

価格交渉サポート 発注側企業と受注側企業が行って労務費や材料費等の上昇分の転嫁を検討する際、その方法がわからないという受注側企業向けに、価格交渉力を強化するためのノウハウを学ぶことができる講習会を開催いたします。 2021年8月下旬～2022年2月(全20回) / 参加500名	下請法 下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守に向け、発注側企業に働きかけ、より実態に即した下請取引に関する講習会を開催いたします。 2021年9月上旬～2022年2月(全30回) / 参加500名
--	---

申し込みは「適正取引支援サイト」から
<https://tekitosupport.go.jp/>

主催 経済産業省 中小企業庁 適正取引講習会事務局(株式会社epg) 事務局
事務局〒100-0001 東京都千代田区千代田1-10-10 TEL:03-5482-0670 FAX:03-5482-1100 E:tekito@epg.jp URL:tekito.epg.jp

5. デジタル化対応が必要な 事業環境の変化

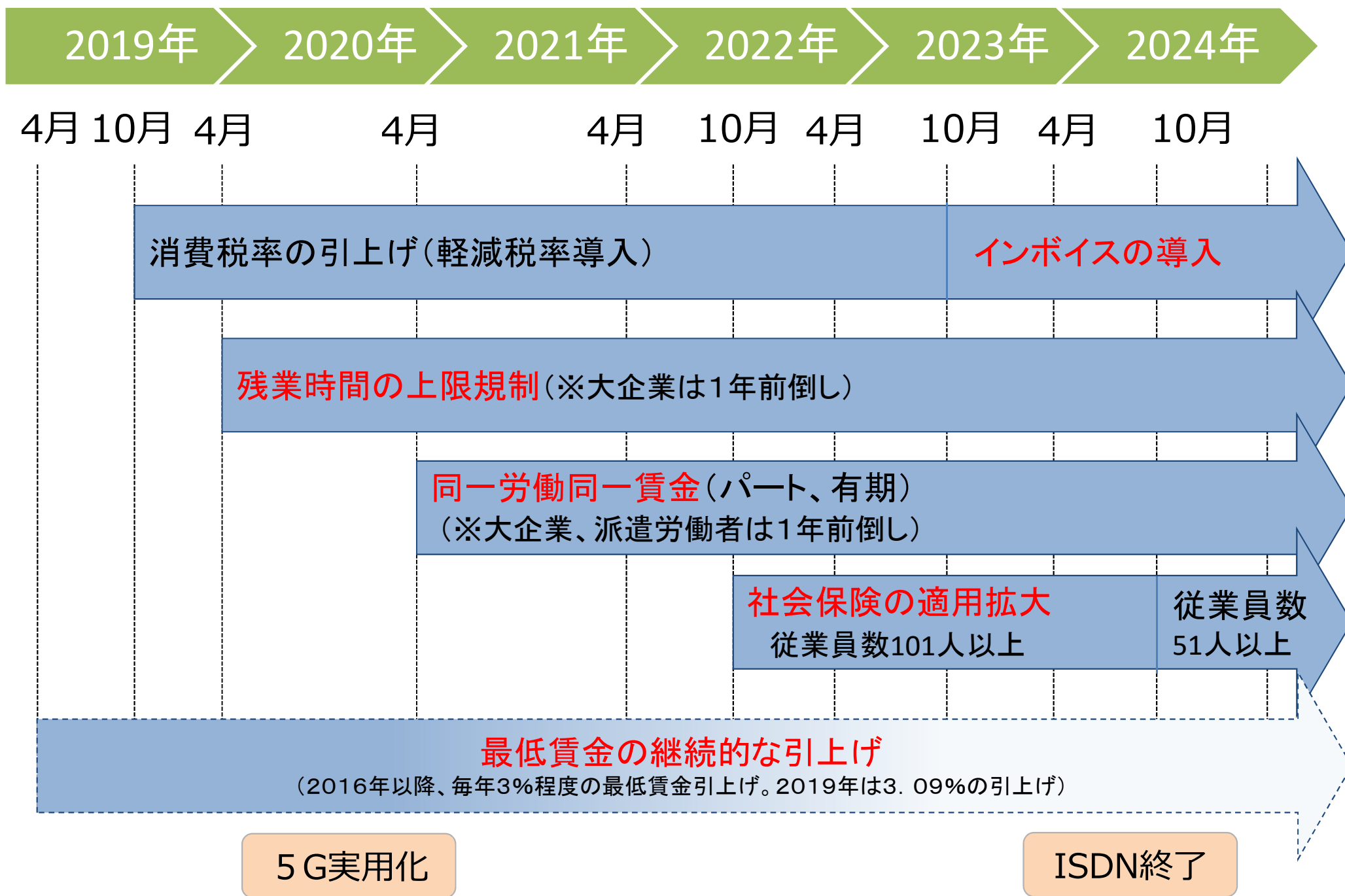
背景①：新たな生活様式・働き方への対応

中小企業のテレワーク実施率

従業員規模	前回調査 (2020/3)		今回調査 (2020/5~6)	増加幅
30人未満	12.3%	➤	45.0%	+32.7ポイント
30人以上50人未満	17.6%	➤	63.2%	+45.6ポイント
50人以上100人未満	25.0%	➤	64.4%	+39.4ポイント
100人以上300人未満	32.2%	➤	77.0%	+44.8ポイント
300人以上	57.1%	➤	90.0%	+32.9ポイント

(出所)「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」調査結果 (2020年6月、東京商工会議所)

背景②：高まる生産性向上の必要性～相次ぐ制度変更



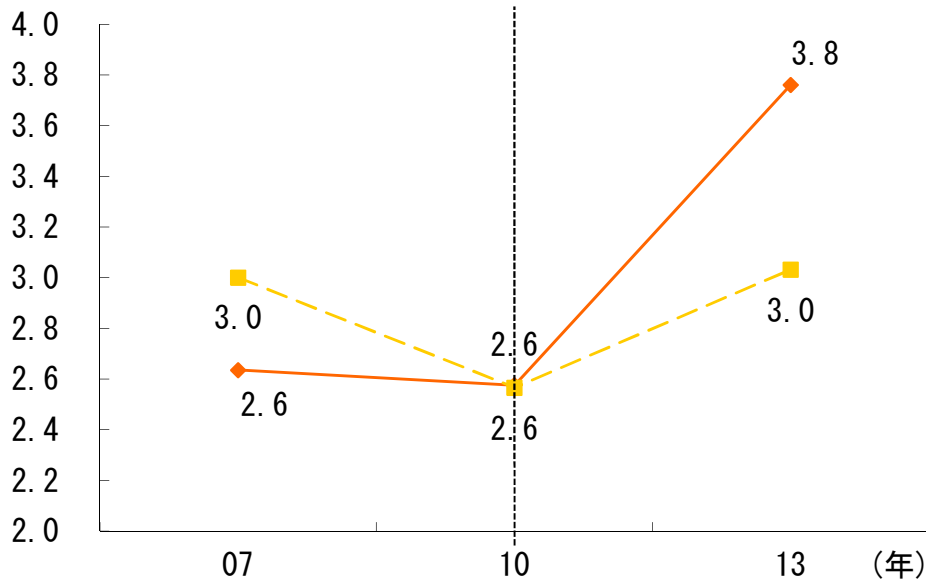
中小企業によるデジタル化の重要性

- 生産性の高い中小企業は、**IT投資等に積極的に取り組んでいる。**

図1

IT投資開始企業とIT投資非開始企業の売上高経常利益率

- ◆ 2010年度にIT投資を開始し、その後IT投資を2013年度まで継続している企業（IT投資開始企業）
 - 2007年度から2013年度まで一度もIT投資をしていない企業（IT投資非開始企業）
- (%)



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) 1. 売上高経常利益率=経常利益/売上高で計算している。

2. 2007年度から2013年度まで連続して回答している中小企業

図2

労働生産性の高い中小企業の特徴(平均値)
(例：小売業)

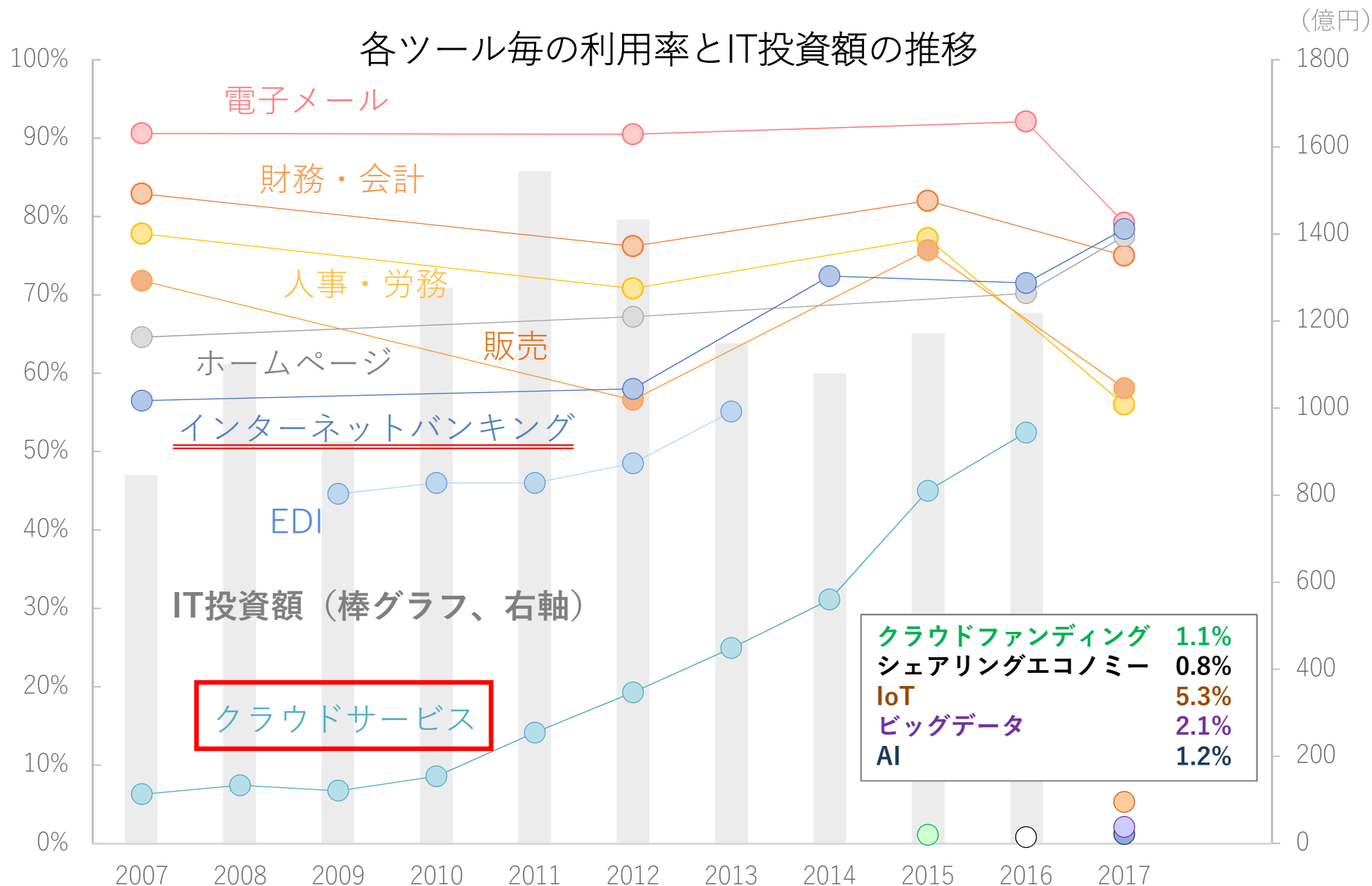
	構成比 (%)	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	設備投資額 (百万円)	情報処理・通信費 (百万円)	従業員一人当たり人件費 (百万円)	資本装備率 (百万円/人)
大企業平均以上 (n=383)	34.5	43.0	224.3	338.6	34.6	5.1	26.7
大企業平均以下 (n=712)	65.5	42.2	350.0	97.8	17.4	2.4	15.2
中小企業全体 (n=1,095)	100	42.5	306.0	182.0	23.4	3.7	19.2

生産性の高い中小企業は、**IT投資や設備投資等に積極的で、一人あたりの賃金が高い**傾向にあることがうかがえる。

(資料) 図2:「平成26年企業活動基本調査」再編加工(注)1.従業員数50人未満もしくは資本金又は出資金3000万円未満の会社は含まない。
2.労働生産性(従業員一人あたり付加価値額)の分布割合を10万円/人毎に集計し、累積を計上したものの。

中小企業のIT利活用の実態

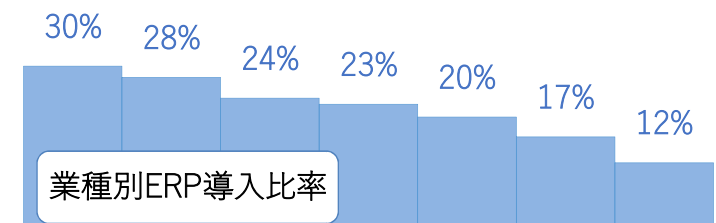
～主要業務におけるIT導入比率は横ばいだが、急激にクラウドサービスの導入が進展～



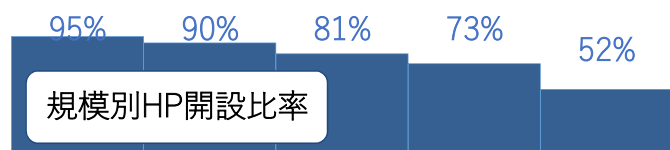
(出典) 経済産業省「中小企業白書(2007,2012,2015,2016,2017,2018年)」「情報処理実態調査(2017年)」「人手不足下における中小企業の生産性向上に関する調査(2018年)」、総務省「情報通信白書(2018年)」、商工中金「中小企業のIT活用に関する調査(2017年)」、商工総合研究所「中小企業のIT活用(2016年)」等から中小企業庁作成
※EDIは資本金3,000万円かつ従業員50人以上の中小企業の利用率、アンケートの標本集団が年度間で異なるため時系列比較には注意を要する(一部推計値を含む)

中小企業デジタル化における課題

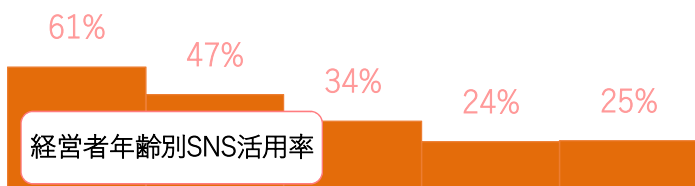
～爆発的普及には「費用対効果」と「リテラシー」の2つの壁を乗り越えることが必要～



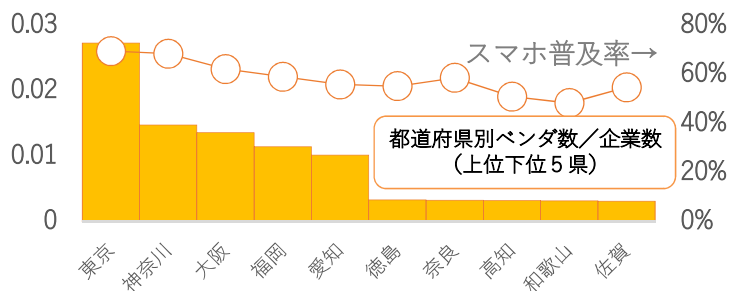
卸売業 宿泊業 製造業 小売業 運輸業 建設業 飲食業



101人以上 51-100人 31-50人 11-30人 10人以下



40歳未満 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上



費用対効果の問題

リテラシーの問題

IT導入における課題



AI・IoT導入における課題

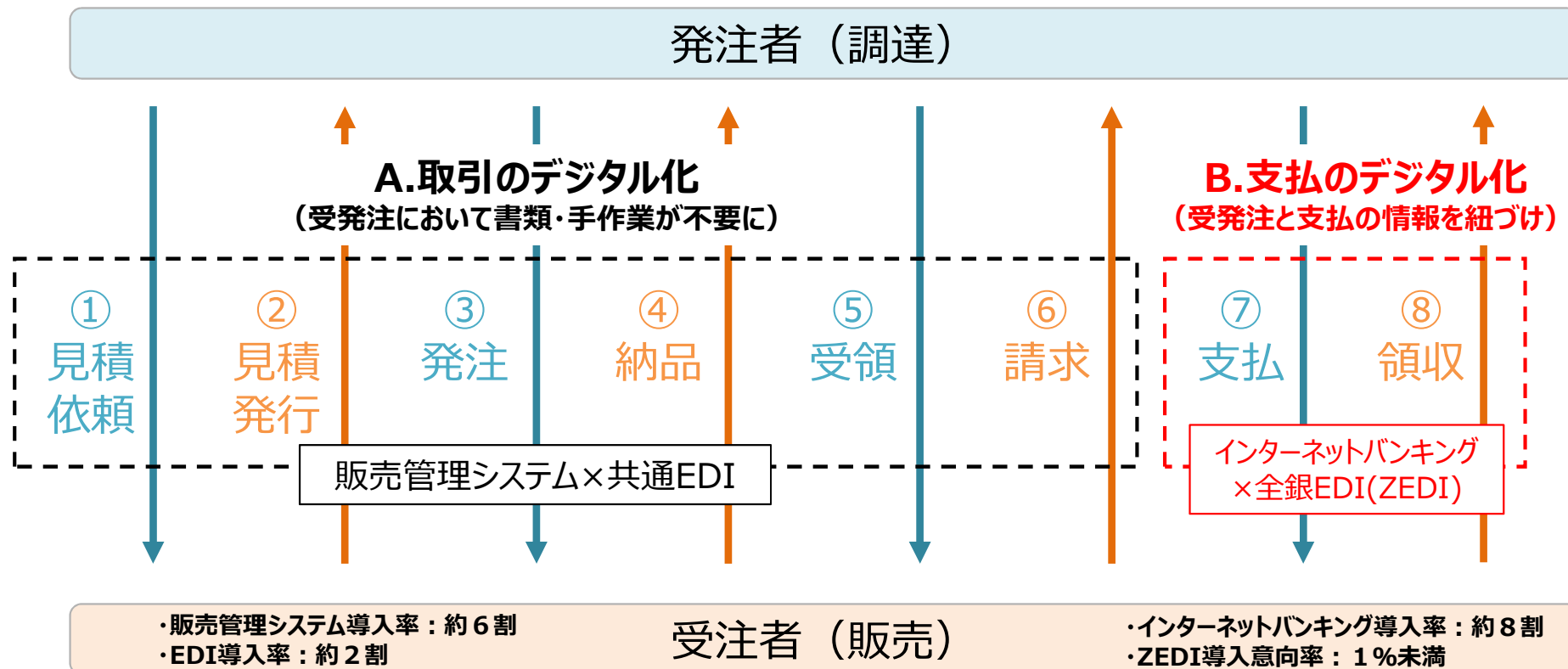


(出典) 経済産業省「中小企業白書・小規模企業白書(2018年)」「平成29年特定サービス産業実態調査」、全国中小企業取引振興協会「中小企業・小規模事業者の経営課題に関するアンケート調査(2016年)」、商工中金「中小企業のIT活用に関する調査(2017年)」

サプライチェーンを通じた中小企業の面的デジタル化の意義

- 全ての企業にとって必要不可欠な基幹業務（財務・会計、人事・給与管理、生産・在庫管理、販売管理等）は、一定規模以上の企業の多くは、情報システムを導入済み。
- 他方、企業間取引については、自社のシステム投資だけでは十分に効率化の効果を得られないため、電子化が進みづらく、**未だ7割程度の中小企業が電話・FAX・電子メールでの受発注取引を継続**。
- 企業間の**受発注取引・支払の共通基盤（共通EDI/ZEDI）**を活用したサプライチェーンの面的デジタル化を進めることで、正のネットワーク効果を働かせていくことが重要になる。

企業間（BtoB）取引・決済のプロセスとデジタル化の方策



インボイス制度への円滑な対応

- 2023年10月のインボイス制度の導入により、**BtoB取引を行う中小企業は、発注者（買い手）から適格請求書の発行を求められ、その写しの保存が必要となるため、電子化の必要性が高まる。**
 - スムーズな制度導入の観点からも、**早期の制度理解と、IT導入補助金等を活用した適格請求書発行システムの導入が望ましい。**また、中小企業間のデータ交換を進める上で**業界横断的な電子フォーマットの標準化が必要**な可能性。
- ⇒ 今後、こうした適格請求書発行システム普及に向けた課題と解決策を検討。

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ **税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）**
- ⑤ **軽減税率の対象品目である旨**
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

(ポイント)

- 受領した請求書に**④・⑤の事項**がなければ自ら**“追記”が可能**
- **免税事業者でも発行可能**
- 区分記載請求書の**“交付義務”はない**

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
	10%対象 22,000円 内税 2,000円
	8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
 - ② **適用税率**
 - ③ **消費税額**

(ポイント)

- 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ**（受領者による“追記”は不可）
- **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じて**インボイス交付義務・写しの保存義務が発生**